

事業者の皆様へ

●持ち込みごみ処理手数料を改定します●

令和7年4月1日から、環境クリーンセンターへ持ち込む際のごみ処理手数料を 10 kg
250 円から 350 円に改定します。

一層のごみの減量化・資源化にご協力ください。



● 事業系ごみの適正処理について ●

☒ 事業系ごみは自己処理が原則です

店舗・会社・事務所など営利を目的とする事業者だけではなく、病院・社会福祉施設・学校など、公共公益事業等を行っているところも含め、事業活動に伴って出されるごみはすべて事業系ごみとなります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）で、事業者は事業系ごみを自らの責任で処理しなければならないと定められています。

また、再生利用等を行うことにより、事業活動に伴って生じるごみの減量に努めることも事業者の責務とされています。

☒ 分別を徹底してください

事業系ごみは一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に分けられます。それぞれの処理施設で処理しなければならないことが廃棄物処理法で定められているため、分別が必要です。産業廃棄物及び紙類・布類は市の処理施設（環境クリーンセンター）には持ち込めません。

☑ 事業系ごみはごみステーションに出せません

地域のごみステーションに事業系ごみが出され、利用者の迷惑となっている事例が市に報告されています。

事業系ごみを、ごみステーションに排出することはできません。市は事業系ごみの収集はしませんので、許可業者に収集・運搬を委託するか、自ら処理施設等へ搬入するなどしてください。（処理手数料がかかります）

地域の集団資源回収は、家庭から排出される資源物（紙類・布類・アルミ缶・スチール缶・家庭金物）を対象としていますので、事業活動に伴って発生する段ボールなどの資源物も許可業者に収集を委託するなどしてください。

※ 許可業者＝逗子市一般廃棄物収集運搬業許可業者

※ すでに、収集委託又は自己搬入されている事業者の皆様は、引き続き適正処理にご協力ください。

逗子市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（令和6年12月現在）

許可業者名	住所 (市内事業所住所)	電話番号
株式会社 神中運輸	鎌倉市大町4-1-35 (逗子市小坪7-2-10)	0467-22-2205
株式会社 テクノ・トランス	鎌倉市手広6-2-5 (逗子市小坪7-2-10)	0467-39-1639
株式会社 マルコ	横須賀市浦郷町5-2931-98 (逗子市久木8-13-12)	046-869-5001
株式会社 新和商会	横浜市戸塚区舞岡町 2969-1 (逗子市逗子5-4-35)	045-822-2104
協和通商 株式会社	藤沢市藤沢 935 (逗子市沼間1-5-13-106)	0466-28-5111
有限会社 長南商店	鎌倉市大町5-2-8 (逗子市久木4-17-53)	0467-25-1172
株式会社 神奈川保健事業社	横浜市金沢区鳥浜町4-18 (逗子市桜山5-9-1-401)	045-772-1431
有限会社 湘南環境サービス	逗子市久木6-6-5	046-873-0045

※ いずれの事業者も産業廃棄物収集運搬業 神奈川県許可取得業者です。
取扱品目については、個々にお問い合わせください